

平成29年11月10日

法務省民事局参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「民事執行法の改正に関する中間試案」に対する意見について

平成 29 年 9 月 29 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

平成 29 年 11 月 10 日

「民事執行法の改正に関する中間試案」に対する意見について

一般社団法人 全国銀行協会

第 1 債務者財産の開示制度の実効性の向上

2 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設

- 差押えの実効性を確保する観点から、銀行等の金融機関から、債務者の預金債権に関する情報を取得する制度を新設することについて、銀行として一定の協力をする方向性に異論はない。
- ただし、銀行が提供することになる情報に、差押えに必ずしも関係のない情報（残高推移等）を加えるとなると、事務負担が過大となること、また預金者のプライバシー保護の観点からも望ましくないことから、引き続き、中間試案において提案されている差押えのための調査に必要な情報（預金債権の有無、取扱店舗、預金債権の種類および額）に限定し検討いただきたい。
- また、銀行に上記情報提供を求める際は、債務者を特定できる情報を照会書に明記することが必要となると考えられるところ、債務者を特定できる情報（個人であれば、氏名・氏名のふりがな・住所・生年月日、法人であれば、法人名・法人名のふりがな・所在地）を照会書に記載しなければならないことや、銀行は、これらの情報がすべて一致するもののみ回答することを、明確化することを検討していただきたい。
- 預金債権の対象範囲について、例えば、財形貯蓄等も該当するのかなども含め、明確化・周知いただきたい。
- 預金債権の情報の提供に当たっては、個人情報保護の関係や守秘義務の点で、情報を提供した金融機関に責任が及ばないよう整理したうえで、当該考え方等の明確化をしていただきたい。
- 預金債権の情報を求められた銀行が、回答に要する費用等の支払を請求することができる制度が提案されている。システム構築や回答への事務負担等に鑑みると、費用等の支払は必須であると考えるが、明確かつ簡便な制度でないと実効性を失うおそれがあるため、裁判所規則等で一定額の費用等を定めるなど、制度の開始に当たっては、円滑な運用がなされるよう検討を進めていただきたい。
- なお、中間試案においては、預金債権に関する情報のみならず、株式、生命保険契約解約返戻金請求権および投資信託受益権に関する情報を第三者から取得する制度を設けることが検討されているが、開示義務者の範囲を広げることの是非や、開示義務者の負担等も踏まえて、慎重に検討すべきである。

第2 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策

- 暴力団排除のための方策は、結果的に競売手続（配当等）の迅速性が損なわれる可能性があるものの、公益のために真の実効性を追求するには銀行としてある程度の受忍もやむを得ないと考えられるため、方向性に異論はない。

第4 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し

1 差押債権者が取立権を行使しない場面等における規律

- 取引先の預金等が差し押えられた場合、第三債務者である銀行では様々な管理が必要となり、長期間放置された差押案件については、銀行にとって少なくない負担が生じている。
- 現状、長期間放置された差押案件については、供託を行う方法もあるが、少額の差押えであっても、その度に供託するとなれば、人的負担が大きいことから、執行裁判所が、職権で、差押命令を取り消すことができることにするなど、提案の方向性には賛成する。
- ただし、差押命令が取り消された場合等においては、銀行などの第三債務者に対して、適時適切な通知等がなされるよう制度設計を検討いただきたい。
- また、第三債務者が執行裁判所に対し、本文（2）の取消決定をすることや、注書きの命令をすることを申し立てることができる制度を検討いただきたい。
- さらに、債権の仮差押えの場面でも、債権執行と同様に、仮差押えの取下げや本執行への移行がされないまま長期間放置されているものがある。このような仮差押案件に対応するため、債権執行と同様に規律すべきであり、民事保全法等の見直しも含め、今後検討していただきたい。

以 上